

平成 29 年度 全国林業経営推奨行事実施要綱

1. 趣 旨

森林の適正な管理並びに林業の技術・経営の改善に努め、森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に寄与している森林の管理経営体を表彰する。

2. 主 催

公益社団法人 大日本山林会

3. 後 援

林野庁

4. 協 賛

一般社団法人 全国林業改良普及協会（予定）

一般社団法人 日本林業経営者協会（予定）

日本椎茸農業協同組合連合会（予定）

一般財団法人 農林水産奨励会（予定）

5. 参加資格

一定面積（3ha）以上の森林を管理・経営し、かつ地域振興に貢献している個人、法人、協業体、共同体、団体等を対象とし、次に掲げる何れかに該当するものとする。

- (1) 多面的機能を持続的に発揮し得るよう、一定の計画のもとに森林を適正に育成・管理し、実績をあげているもの。
- (2) 各種新技術の開発・導入、流通・加工・販売、労務対策等に時宜を得た創意・工夫が加えられ、その効果が顕著であるもの。
- (3) 森林の適正な管理・経営を行いつつ、レクリエーション利用、文化的利用、教育的利用等森林の総合的利用を実践し成果をあげているもの。
- (4) 特用林産、農業等との複合経営（共同作業、共同集出荷等を含む）を行い、実績をあげているもの。
- (5) 他の業種と兼業であっても、上記要件の何れかを満たしているもの。
- (6) 既に受賞歴を有する管理経営体であっても、爾後 5 年以上を経過し、その後の向上進歩により格段に優れた内容になっているもの。或いは後継者が引き継ぎ、更に内容を充実させているもの。

6. 参加の方法

- (1) 都道府県は、上記 5.の参加資格があり、かつこの行事に参加を希望する者について、都道府県ごとに審査会を持ち、その中で優秀と認めたものの内から 5 名以内を選び、平成 29 年 3 月 31 日までに公益社団法人大日本山林会（東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル 7 階）に参加申込書及び推薦調書を送付する。
- (2) 都道府県の審査の対象となったもの全員の氏名、年齢及び住所を明記した一覧表を同時に提出する。

7. 審査

上記 6.により送付された参加申込書及び推薦調書については、別に定める「全国林業経営推奨行事審査要領」に基づき審査を行う。

8. 表彰

- (1) 審査の結果、優秀と認めるものを表彰する。
- (2) 表彰は次のブロック単位に行う。
 - 第Ⅰブロック 北海道
 - 第Ⅱブロック 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
 - 第Ⅲブロック 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川
 - 第Ⅳブロック 山梨、長野、静岡、岐阜、愛知、三重
 - 第Ⅴブロック 新潟、富山、石川、福井、鳥取、島根
 - 第Ⅵブロック 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
 - 第Ⅶブロック 岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
 - 第Ⅷブロック 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄
- (3) 授賞の種類は、農林水産大臣賞、林野庁長官賞、大日本山林会会長賞とする。
- (4) 表彰式は東京で行う。